

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第3回）

日 時：令和5年8月23日（水）15：00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

- 1 第2回住所変更検討委員会の内容確認 . . . 資 料 1

※資料1はHP掲載の第2回摘録を参照

- 2 新町名・区域について（候補案の抽出 その1）

（1）各町会からの検討資料の中間報告

（2）事務局からの報告

- ① 郵便局との協議について . . . 資 料 2

- ② まちづくり推進協議会委員の方からの検討資料に対する回答 . . . 資 料 2

- ③ 川崎市住居表示整備実施基準について . . . 資 料 3

- 3 次回議題について

令和5年9月20日（水）15：00～

議題： 新町名・区域について（候補案の抽出 その2）

【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 石川担当課長 谷田貝担当係長 本田 岡野

（連絡先）044-933-8571

（メールアドレス）50nobori@city.kawasaki.jp

<事務局からの報告>

① 郵便局との協議について

〔目的〕・郵便番号の付し方、町域界についての意見確認

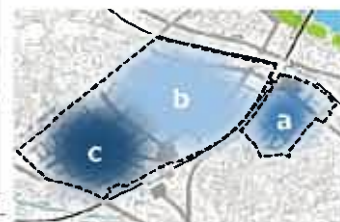
〔結果〕・郵便番号は町域毎（町名から〇丁目を除く部分、及び大字）に設定しており、小字または通称には原則として設定していない。よって、町名が「登戸〇丁目」となった場合、郵便番号の変更は実施しない。

>郵便番号が変更となる場合 ⇒ 「登戸△△」や「▲▲登戸」や「□□□」など〇丁目以前が「登戸」以外となる場合

・町域界の設定について、登戸1号線を町域界として設定された方が配達のエリア分けが行いやすく業務上の効率がよい。

② まちづくり推進協議会委員の方からの検討資料に対する回答

町名のパターンについて		町名案
〇〇1丁目～3丁目	9件	〔登戸〕、〔登戸中央〕、〔登戸本町〕、〔稲田登戸〕、〔登戸西〕
〇〇、▲▲1丁目～2丁目	1件	〔登戸/登戸駅前〕
その他（3つとも別の町名）	1件	〔登戸ゲートウェイ/登戸パークサイド / 登戸パークサイド〕



<確認事項>

●町名パターン②〔〇〇／▲▲1～2丁目〕のケースについて

→エリアの分け方について、1～2丁目とつけるエリアは隣接している必要があります。

a	b	c	可能／不可能
▲▲1丁目 番地	▲▲2丁目 番地	〇〇 番地	可能
〇〇 番地	▲▲1丁目 番地	▲▲2丁目 番地	可能
▲▲1丁目 番地	〇〇 番地	▲▲2丁目 番地	不可能

※aとcは土地が連続しない想定のため

●町名パターン②の「〇〇 番地」を「登戸 番地」とすることについて

→事業区域内の一部エリアだけ「町名変更を実施しない」ことになり、事業区域内について「新しい町名とする」ことと決定した本委員会の方針に一致しないため、選択できません。

●町名を「登戸〇丁目」とする場合

・郵便番号の変更はされません。

・将来、住居表示実施の際は小田急線南側と世田谷町田線北側が隣接していないため、4丁目以降の続きの数字を設定することは混乱を生じる恐れがあることから検討の段階で避ける可能性がある。（川崎市住居表示整備実施基準（資料③）において、基準点（登戸駅）から放射式（又は環状式）で配列することとされているため）／戸籍住民サービス課に確認済

●事業区域外について（参考）

・将来、住居表示実施の要望があった場合の実施区域については、「登戸」を町名に含むエリアが所属する町会との相談の上検討すると考えています。ただし、住居表示を実施していない近隣町名の関係町会には意見を伺うことが想定されます。／戸籍住民サービス課に確認済

川崎市住居表示整備実施基準

昭和38年	3月18日	市長決裁	
昭和57年	7月30日	改正	
昭和60年	2月1日	改正	
昭和60年	8月1日	改正	
平成4年	10月1日	改正	
平成13年	2月28日	改正	

1 町制の方式

町制は原則として街画式とする。ただし、やむを得ない場合は結合式とする。

2 町名の定め方

- (1) 町名は従来のものであるが、新たにつける場合は歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を選択し採用する。
- (2) 市内を通じて同一の町名又は類似の町名が生じる場合等(1)の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにする。
- (3) 町名に丁目をつける場合はおおむね5丁目程度とする。

3 町の境界

町の境界は公道、河川、水路、鉄道又は、軌道の線路等恒久的施設又は著名な地物をもって、これにあてゐる。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。
- (2) 町の規模は市街地の用途、人口、家数、密度、地形等を考慮して、おおむね66,000平方メートル(20,000坪)から330,000平方メートル(100,000坪)の大きさで定める。ただし、その区域内に学校、公園、運動場、大工場等がある場合は、この限りではない。

5 基準点

基準点は原則として次のとおりとする。

- 川崎区、幸区 — JR川崎駅
- 中原区 — JR武蔵小杉駅

高津区	—	J R 武蔵溝ノ口駅
宮前区	—	東急宮前平駅
多摩区	—	J R 登戸駅
麻生区	—	小田急新百合ヶ丘駅

6 丁目の配列

丁目は原則として基準点から放射式につけるが、地形、交通等の関係から、やむを得ない場合は環状式により配列する。

7 街区割

- (1) 「3 町の境界」に準ずる施設又は地物によって囲まれた区域を一街区とする。
- (2) 一街区の面積はおおむね 3,300 平方メートル(1,000 坪)から 5,000 平方メートル(1,500 坪)程度とするが、地域の特殊性を考慮して増減できるものとする。

8 街区符号のつけ方

街区符号は数字を用い、「5 基準点」に最も近い街区を起点として、連続蛇行式により配列する。

9 住居番号のつけ方

- (1) 基礎番号は 500 分の 1 の地図を基として定める。
- (2) 基礎番号の間隔は住居及び商業を主体とする町は 10 メートル又は 15 メートル、工業を主体とする町は 30 メートルとする。ただし、一の地域において住居番号で同一のもの又は欠けるものが多く生じるときは、この限りでない。
- (3) 基礎番号は基準点から見て右端又は基準点に最も近い街区の角を起点として右廻りに番号をつける。ただし、地形、建物等の特殊性を考慮して前記以外の定め方ができるものとする。
- (4) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い地点を辺の境とする。
- (5) 住居番号(1)～(4)に基づいて定められた基礎番号によって建物につけるものとする。
- (6) 家屋の入口又は通路の中に基礎番号の分岐がある場合は、若い数字の基礎番号をもって住居番号とする。
- (7) アパート式の集団住宅地の各戸については棟番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。
- (8) 「建物の区分所有等に関する法律」の対象となる建物については、その建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。
- (9) 特別な事情により、同一の住居番号のために混乱が生じる恐れがある場合、

基礎番号に枝番号を付けた住居番号を付定することができる。

10 新住居表示の仕方

(1) 普通の場合

川崎市〇〇区〇〇町〇番〇号
略記 〃 〇—〇

(棟番号)

(室番号)

(2) 団地アパート

川崎市〇〇区〇〇町〇番〇—〇号
略記 〃 〇—〇—〇

(基礎番号)

(各戸番号)

(3) 区分所有の建物

川崎市〇〇区〇〇町〇番〇—〇号
略記 〃 〇—〇—〇

(基礎番号)

(枝番号)

(4) 特別な事情による場合

川崎市〇〇区〇〇町〇番〇—〇号
略記 〃 〇—〇—〇

(2)(3) の場合、数字が重複しないよう考慮する。

11 その他

その他の事項については法令、総務省の住居表示実施基準等により施行するものとする。